令和７年第３回教育委員会臨時会日程

【日時】令和７年８月２１日（木）午前９時３０分

【場所】市役所７階７０３会議室

第１　議案第２６号

令和７年度東久留米市一般会計（教育費）９月補正予算（第５号追加分）要求に係る教育長の臨時代理の承認について

第２　教育長報告

①　東久留米市スポーツセンターの指定管理者選定結果について

②　東久留米市立図書館の指定管理者選定結果について

議案第２６号

令和７年度東久留米市一般会計（教育費）９月補正予算（第５号追加分）要求に係る教育長の臨時代理の承認について

上記の議案を提出する。

令和７年８月２１日提出

東久留米市教育委員会教育長　片柳　博文

（提案理由）

令和７年度東久留米市一般会計（教育費）９月補正予算（第５号）要求について、教育長が臨時代理として専決処分を行ったことを報告し、承認を求める必要がある。

議案第２６号資料
令和７年８月２１日
生涯学習課

令和7年度東久留米市一般会計（教育費）9月補正予算（第5号追加分）要求資料

総括表

【歳入予算】　　単位:千円

国庫支出金	0
都支出金	0
諸　収　入	0
計	0

【歳出予算】　　単位:千円

教育総務費	0
小学校費	0
中学校費	0
社会教育費	39,770
保健体育費	0
計	39,770

《歳出予算のみに関わるもの》

1. 生涯学習センター管理運営事業　　**所管：生涯学習課**

◎歳出

10 教育費	03社会教育費	04生涯学習センター費	01生涯学習センター管理運営事業		
		13使用料及び賃借料	1,915 千円		
		14工事請負費	35,855 千円		
		21補償、補填及び賠償金	2,000 千円	合計	39,770 千円

（理由）

生涯学習センターの第3駐車場の土地の一部について賃借が令和6年度末に終了することから、新たな駐車場の整備を行う。

写

７東久教教第９５号
令和７年８月１３日

東久留米市教育委員会委員　様

東久留米市教育委員会教育長　片柳　博文

令和７年度東久留米市一般会計（教育費）９月補正予算（第５号追加分）
要求に係る教育長の専決処分について（報告）

本件の予算要求については、当事者との調整のため教育委員会第８回定例会に上程することができなかった。その後、当該調整が整ったため、別紙のとおり決定した。

本来は教育委員会に付議すべき案件ではあるが、教育委員会第３回臨時会の開催日以前に新たに日程を整えることが難しかったため、教育長が令和７年８月１３日付で専決処分を行ったことを報告申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「地行法」と略す）第２９条で「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない」と規定されている。
地行法第２９条に係る事項は、東久留米市教育委員会事務委任規則第２条により教育長に権限が委任されていない事項であるが、同規則第３条で「事務処理について緊急その他やむを得ない事情があるときは、教育長がその事務を臨時に代理することができる」とあり、同規則第４条第２項において「教育長は前条の規定により事務を臨時に代理したときは、その旨を次の教育委員会に報告し、その承認を求めなければならない」と規定されている。

ついては、令和７年８月２１日に開催予定の第３回教育委員会臨時会において、本件に係る教育長の専決処分に係る臨時代理について承認を求める議案を付議するものである。

教育委員会資料
令和７年８月２１日
生涯学習課

東久留米市スポーツセンター
指定管理者選定結果について

令和７年８月

東久留米市指定管理者選定委員会

東久留米市スポーツセンター指定管理者選定について、現指定管理者の指定期間が令和８年３月３１日で終了することから、「東久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」及び「指定管理者制度の活用方針」に基づき、令和８年度以降の指定管理者の候補者を、公募型プロポーザル方式で選定したため、以下のとおり報告する。

１　対象施設等

【施設名称】　東久留米市スポーツセンター（東久留米市大門町二丁目 14 番 37 号）

【開設年月】　平成１２年４月（平成１８年度より指定管理者制度導入）

【指定期間】　令和８年４月１日～令和１３年３月３１日（５年間）

２　選定の概要

・「東久留米市指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき、指定管理者選定委員会を設置した。委員会は、外部の識見を有する者２名を含む６名で構成されている。

・「東久留米市スポーツセンター公募要項」を定め、「資格要件」及び「指定管理者の評価基準」を設けた上で、委員会において参加資格審査、第１次審査及び第２次審査を行った。

３　選定経過・結果

（１）応募

応募者　２者　（共同事業体Ａ、共同事業体Ｂ）

（２）参加資格審査

参加表明書を提出した応募者について、参加資格を審査し、応募者２者とも参加資格要件をすべて満たすと認めた。

（３）第１次審査

応募者から提出のあった事業計画書等の応募書類について、公募要項の「指定管理者の評価基準」に基づき、審査・評価を行い、応募者２者とも合格基準である配点合計の 60％以上であったため、第１次審査通過者と決定した。

（４）第２次審査

第１次審査通過者のプロポーザルの内容に基づくプレゼンテーションについて、審査項目に基づき、審査・評価を行い、第１次審査と第２次審査の合計点が高い順に優先交渉権者、次点交渉権者を決定した。

【結果】※仮協定締結前のため事業者名は非公開

優先交渉権者　共同事業体Ａ　（９１６点）

第２順位者　共同事業体Ｂ　（８７５点）

各委員２００点（第１次、第２次審査各１００点）満点、全委員合計１２００点満点

4　今後について

・指定管理者の指定には、「地方自治法」に基づき議会の議決が必要となる。
・議決を受けるにあたっては、優先交渉権者と管理の基準や業務の範囲等、細部について確定させておく必要があるため、議会へ議案を提出する前に仮協定を締結する。
・仮協定締結後は、指定管理者の候補者に選定された事業者の名称は事業計画書や選定委員会の実施した採点結果とともに公開する。
・市議会令和７年第４回定例会への上程を予定している。
・議会の議決を経た上で、指定管理者の指定とともに本協定を締結し、令和８年４月１日から、指定管理者として業務を開始する。

5　スケジュール（終了した部分は網掛け）

内　　容	日　　程
第１回　選定委員会 ［会発足、公募要項等の確定］	４月１６日（水）
［公募の開始・公募要項の配布］	５月１５日（水）
［現地説明会・見学会］	６月４日（水）
［参加表明書及び公募要項に関する質問票の受付締切］	６月１７日（火）
［応募書類提出締切］	６月２７日（金）
第２回　選定委員会	７月７日（月）
［参加資格審査結果通知］	７月１０日（木）
第３回　選定委員会 ［第１次審査結果の確定、第２次審査方法説明］	７月３１日（木）
［第１次審査選定結果通知］	８月４日（月）
第４回　選定委員会・第２次審査 ［第１次審査通過者によるプレゼンテーション］ ［優先交渉権者の決定］	８月１２日（火）
教育委員会（報告）【事業者非公表】	８月２１日（木）
庁議（報告）【事業者非公表】	８月２６日（火）
［第２次審査選定結果通知（優先交渉権者等の決定）］	８月２９日（金）
仮協定締結【以降事業者名公表】	９月上旬
市ホームページへ結果等公表	９月上旬
教育委員会（議案）	９月１２日（金）
庁議（議案）	１０月７日（火）
市議会へ上程（令和７年第４回定例会）	１１月
本協定締結	令和８年１月
指定管理業務開始	令和８年４月１日

教育委員会資料
令和７年８月２１日
図　　書　　館

東久留米市立図書館
指定管理者選定結果について

令和７年８月

東久留米市指定管理者選定委員会

東久留米市立図書館指定管理者選定について、現指定管理者の指定期間が令和８年３月３１日で終了するため、「東久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」および「指定管理者制度の活用方針」に基づき、令和８年度以降の指定管理者の候補者を、公募型プロポーザル方式で選定したため、以下の通り報告する。

１　対象施設等

（１）施設名称　東久留米市立中央図書館、東久留米市立滝山図書館、
東久留米市立ひばりが丘図書館、東久留米市立東部図書館

（２）指定管理　中央図書館は令和３年度、３地区館は平成２５年度から導入

（３）指定期間　令和８年４月１日～令和１３年３月３１日（５年間）

２　選定の概要

・「東久留米市指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき、指定管理者選定委員会を設置した。委員会は、外部の識見を有する者２名を含む６名で構成されている。

・「東久留米市立図書館指定管理者公募要項」を定め、「資格要件」および「指定管理者の評価基準」を設けた上で、委員会において参加資格審査、第１次審査および第２次審査を行った。

３　選定経過・結果

（１）応募

応募者　２者（うち１者は共同事業体）

（２）参加資格審査

参加表明書を提出した応募者について、参加資格を審査し、応募者２者とも参加資格要件を全て満たすと認めた。

（３）第１次審査

応募者から提出のあった事業計画書等の応募書類について、公募要項の「指定管理者の評価基準」に基づき、審査・評価を行い、応募者２者とも合格基準である配点合計の６０％以上であったため、第１次審査通過者と決定した。

（４）第２次審査

第１次審査通過者のプロポーザルの内容に基づくプレゼンテーションについて、審査項目に基づき、審査・評価を行い、第１次審査と第２次審査の合計点が高い順に優先交渉権者、次点交渉権者を決定した。

なお、第２次審査に委員１名の欠席があり、当初設定した第１次審査および第２次審査の合計点の比率を変えないよう、委員５名の合計点に１．２を乗じた。

【結果】※仮協定締結前のため事業者名は非公開

優先交渉権者	応募者Ｂ	（１２９４．２点）
第２順位者	応募者Ａ	（１２９１．６点）

各委員３００点（第１次審査２００点、第２次審査１００点）満点、全委員合計１８００点満点

4　今後について

・指定管理者の指定には、「地方自治法」に基づき議会の議決が必要となる。
・議決を受けるにあたっては、優先交渉権者と管理の基準や業務の範囲等、細部を確定させておく必要があるため、議会へ議案を提出する前に仮協定を締結する。
・仮協定締結後は、指定管理者の候補者に選定された事業者の名称は事業計画書や選定委員会の実施した採点結果とともに公開する。
・市議会令和７年第４回定例会への上程を予定している。
・議会の議決を経た上で、指定管理者の指定とともに本協定を締結し、令和８年４月１日から、指定管理者として業務を開始する。

5　スケジュール（終了した部分は網掛け）

内　　容	日　程
第１回　選定委員会 ［会発足、公募要項等の確定］	４月１６日（水）
［公募の開始・公募要項の配布］	５月１５日（水）
［現地説明会・見学会］	６月６日（金）
［参加表明書および公募要項に関する質問書の提出締切］	６月１７日（火）
［応募書類提出締切］	６月２７日（金）
第２回　選定委員会 ［資格要件審査結果の確定、第１次審査方法説明］	７月３日（木）
［参加資格審査結果通知］	７月１０日（木）
第３回　選定委員会 ［第１次審査結果の確定、第２次審査方法説明］	７月３１日（木）
［第１次審査選定結果通知］	８月１日（金）
第４回　選定委員会・第２次審査 ［第１次審査通過者によるプレゼンテーション］ ［優先交渉権者の決定］	８月２０日（水）
教育委員会（報告）【事業者非公表】	８月２１日（木）
庁議（報告）【事業者非公表】	８月２６日（火）
［第２次審査選定結果通知（優先交渉権者等の決定）］	８月２７日（水）
仮協定締結【以降事業者名公表】	９月上旬
市ホームページへ結果等公表	９月上旬
教育委員会（議案）	９月１２日（金）
庁議（議案）	１０月７日（火）
市議会へ上程（令和７年第４回定例会）	１１月
本協定締結	令和８年１月
指定管理業務開始	令和８年４月１日